

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：藤徳物産株式会社
 (2) 代表者職氏名：代表取締役 守分 孝治、中島 稔
 (3) 所在地：岡山県倉敷市西中新田525番地の6

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (142 件)

平成29年12月22日認定 「認 1709000363」 「認 1709000364」 「認 1709000365」
 「認 1709000366」 「認 1709000367」 「認 1709000368」

平成30年 1月 9日認定 「認 1709000630」 「認 1709000631」 「認 1709000632」
 「認 1709000633」 「認 1709000634」 「認 1709000635」
 「認 1709000636」 「認 1709000637」 「認 1709000638」

同年 3月 2日認定 「認 1709002982」 「認 1709002983」 「認 1709002984」
 「認 1709002985」 「認 1709002986」 「認 1709002987」
 「認 1709002988」 「認 1709002989」 「認 1709002990」
 「認 1709002991」 「認 1709002992」 「認 1709002993」

同年 3月 23日認定 「認 1709005770」 「認 1709005771」 「認 1709005772」
 「認 1709005773」 「認 1709005774」
 「変認 1809000128」 「変認 1809000129」
 「変認 1809000130」 「変認 1809000134」
 「変認 1809000135」

同年 4月 6日認定 「認 1709005646」 「認 1709005647」 「認 1709005648」
 「認 1709005649」 「認 1709005650」

同年 5月 29日認定 「認 1709005887」 「認 1709005888」 「認 1709005889」
 「認 1709005890」 「認 1709005891」 「認 1709005892」
 「認 1709005893」 「認 1709005894」 「認 1709005895」
 「認 1709005896」

同年 6月 8日認定 「認 1809003300」 「認 1809003301」 「認 1809003302」
 「認 1809003303」 「認 1809003304」

同年 6月 22日認定 「認 1809004048」 「認 1809004049」 「認 1809004050」
 「認 1809004051」 「認 1809004052」 「認 1809004053」
 「認 1809004054」 「認 1809004055」 「認 1809004056」
 「認 1809004057」 「認 1809004058」 「認 1809004059」
 「認 1809004060」 「認 1809004061」 「認 1809004062」
 「認 1809004063」 「認 1809004064」 「認 1809004065」
 「認 1809004066」 「認 1809004067」

同年 8月 3日認定 「認 1809010817」 「認 1809010818」 「認 1809010819」
 「認 1809010820」 「認 1809011775」 「認 1809011776」
 「認 1809011777」 「認 1809011778」 「認 1809011779」

「認 1809011780」 「認 1809011781」 「認 1809011782」
「認 1809011783」 「認 1809011784」

同年 8月31日認定 「認 1809015658」 「認 1809015659」 「認 1809015660」
「認 1809015661」 「認 1809015662」 「認 1809015663」
「変認 1809000123」 「変認 1809000124」
「変認 1809000125」 「変認 1809000126」
「変認 1809000127」

同年 9月28日認定 「認 1809007181」 「認 1809007182」 「認 1809007183」
「認 1809007184」 「認 1809007185」 「認 1809007186」
「認 1809017921」 「認 1809017922」 「認 1809017923」
「認 1809017924」 「認 1809017925」 「認 1809017926」

平成31年 1月 7日認定 「認 1809024329」 「認 1809024330」 「認 1809024331」
「認 1809024332」 「認 1809024333」 「認 1809024334」
「認 1809024335」 「認 1809024336」

同年 1月25日認定 「認 1809022814」 「認 1809022815」 「認 1809022816」
「認 1809022817」

同年 2月 1日認定 「認 1809025971」 「認 1809025972」 「認 1809025973」
「認 1809025974」

同年 3月 1日認定 「認 1809025226」 「認 1809025227」 「認 1809025228」
「認 1809025229」 「認 1809025230」 「認 1809025231」
「認 1809025232」 「認 1809025233」 「認 1809025234」
「認 1809025235」 「認 1809025236」 「認 1809025237」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号、第3号（同法第10号第9号）、第5号及び第7号の規定に基づき、令和2年9月11日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったこと、地方出入国在留管理局から外国人の技能実習に係る不正行為の通知を受け、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められたこと、及び、外国人技能実習機構の職員に対し虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第16条第1項第1号、第3号（同法第10条第9号）、第5号及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。